医薬品マスターの改定について

今般、平成29年3月17日付け厚生労働省告示第74号に基づき下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、一部医薬品の経過措置年月日が延長されましたのでご留意願います。

記

1 経過措置年月日の延長 (変更区分「5」: 2コード)

「平成30年3月31日」に変更

医薬品	医薬品名・規格名	単位	経過措置年月日	
コード			変更後	変更前
662650050	モクタール	g	20180331	20170331
667140002	ラベンダー油	m L	20180331	20170331

2 経過措置年月日の設定 (変更区分「5」: 182コード)